



イード・アル=フィットル後の再開ガイドラインと移動制限の緩和

執筆者: 森下 真生

※本稿は、2020年5月31日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本稿は Afridi & Angell Legal Consultants のチャールズ・ラウバック氏により執筆されたものを、和訳したものです。(原典: http://afridi-angell.com/knowledge_detail.php?ids=469)

2020年5月26日、ドバイ経済は、2020年5月27日(水)に施行された“イード・アル=フィットル後”の再開ガイドラインを公表し、サロンや理容室、バレットパーキングなどを含む卸売・小売業の営業要領に関するアップデートを盛り込んだ。また、本ガイドラインは、映画館、キッズサロン、オークションハウス、外部委託政府サービスセンター、及び様々な娯楽部門向けに調整された再開営業要領を提供している。

ガイドラインには、以下が含まれる。

- ドバイのオフィスでは、従業員数の50%まで勤務再開することが認められる。
- サロンと理容室は、50%の従業員数及び客数にて、営業再開が認められる。
- モールと小売店は、スタッフ稼働率及び客数を現行の30%から70%に引き上げ、午前6時から午後10時まで営業を継続することが認められる。
- ドバイメトロは、日曜日から木曜日までは午前7時から深夜まで、金曜日は午前10時から深夜まで運行される。
- 市内のバスは、午前6時から午後11時まで運行され、(病院のみへの)必要不可欠な移動に関する、午後11時から午前6時の間の運行も許可される。
- 都市間のバスは、さらなる通知があるまで引き続き運行休止される。

すべての市民は、社会的距離(他者との2メートルの距離確保)及びマスク着用を含む予防措置に従わなければならない。

2020年5月27日、ドバイ皇太子と執行理事会議長は、ドバイ政府職員のうち50%が2020年5月31日(日)に勤務を再開し、残りの50%の職員は2020年6月14日(日)に勤務を再開すると発表した。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

民間部門の従業員の勤務再開は、上記の再開ガイドラインに従って実施され、さらなる発表がなされたのち、全従業員が職場復帰可能となる(注:その後、6月3日から100%の従業員が勤務可能となっている)。

また、UAEは2020年5月29日(金)、ドバイを除くUAE全域で、2020年5月30日(土)より毎日、国家消毒プログラムが午後10時から翌朝6時まで実施されると発表した。ドバイでは、本プログラムの実施は2020年5月27日に変更され、午後11時から翌朝6時までとなっている。



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 弁護士 Head of Japan Desk in Dubai

m_morishita@jurists.co.jp

2004年弁護士、2014年ニューヨーク州弁護士、2018年 UAE ドバイ首長国弁護士各登録。

2010-2011年総合商社法務部(東京)、2012-2013年英国法律事務所(ロンドン)、2013-2016総合商社電力部門(ドバイ)、2018年より UAE 法律事務所(ドバイ)各出向。

UAE ドバイ駐在7年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info_dubai@jurists.jp

森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。